



2025年5月1日

各位

会社名 日本瓦斯株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 柏谷 邦彦  
コード番号 8174(東証プライム)  
問合せ先 専務執行役員 コーポレート本部長  
清田 慎一(TEL. 03-5308-2116)

### 役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、2025年5月1日開催の取締役会において、役員向け株式報酬制度の継続を決議し、本年の株主総会に本件を付議しますのでお知らせいたします。本制度は、2015年に導入されてから、当社の「株主の皆さまと同じ船に乗る」というポリシーを具体化する制度として重要な役割を果たしてきました。本制度の現行対象期間が2025年3月に満了したため、株主価値向上への強いインセンティブを担保する仕組みとして、本制度を5年間延長し、合わせて拠出金の上限引き上げを株主の皆さまにお伺いするものです。本制度の継続は、本年の株主総会の承認を得ることを条件といたします。

#### 1. 本制度の概要

本制度は、当社グループの取締役と執行役員を対象に毎年ポイントを付与し、累積したポイントに相当する当社株式を退任時に交付するものです。ポイントは役職と基本月額報酬（連結営業利益などの達成度に応じて変動）にもとづき決定され、上位役職ほど役員報酬における株式報酬の割合が高まります。本制度の継続に必要な株式は、信託を通じて株式市場から取得する予定です。

#### 2. 本制度の変更点

当社グループが拠出する金額の上限引き上げと、それに合わせて株式数の上限を改定します。更なる企業価値向上に向けて、経営陣の中長期的な業績向上への動機づけを強化することを目的とします。

##### (1) 本制度に対する拠出金の上限

変更前(2020年4月～2025年3月)	変更後(2025年4月～2030年3月)
5事業年度を対象として <u>1,628</u> 百万円	5事業年度を対象として <u>2,430</u> 百万円
[内訳]	[内訳]
当社分 <u>851</u> 百万円	当社分 <u>1,960</u> 百万円
対象子会社分 <u>777</u> 百万円	対象子会社分 <u>470</u> 百万円
【変更理由など】	
・株式報酬の金額を高めることで、経営陣の業績向上への動機づけを強化します。	
・内訳で子会社分が減るのは、24年の組織再編等で子会社役員の総数が減少したためです。	

(2) 本制度から交付等を行う当社株式等の数の上限

変更前(2020年4月～2025年3月)	変更後(2025年4月～2030年3月)
≪ 1事業年度毎 ≫ <u>88,000</u> ポイント ( <u>264,000</u> 株※) [内訳] 当社分 <u>46,000</u> ポイント ( <u>138,000</u> 株※) 対象子会社分 <u>42,000</u> ポイント ( <u>126,000</u> 株※) ≪ 5業年度からなる対象期間 ≫ <u>440,000</u> ポイント ( <u>1,320,000</u> 株※) [内訳] 当社分 <u>230,000</u> ポイント ( <u>690,000</u> 株※) 対象子会社分 <u>210,000</u> ポイント ( <u>630,000</u> 株※) ※2021年4月1日以降は、株式分割により1ポイントあたり3株に換算しております。	≪ 1事業年度毎 ≫ <u>195,000</u> ポイント ( <u>195,000</u> 株) [内訳] 当社分 <u>157,000</u> ポイント ( <u>157,000</u> 株) 対象子会社分 <u>38,000</u> ポイント ( <u>38,000</u> 株) ≪ 5業年度からなる対象期間 ≫ <u>975,000</u> ポイント ( <u>975,000</u> 株) [内訳] 当社分 <u>785,000</u> ポイント ( <u>785,000</u> 株) 対象子会社分 <u>190,000</u> ポイント ( <u>190,000</u> 株)
・ 2021年に1:3の株式分割を実施。これに伴い交換比率を1ポイント:1株→1ポイント:3株に変更していました。今回の変更で1ポイント:1株に戻します。 ・ 抛出金の上限が上がっているのに、交付株式数の上限が下がっているのは、基準となる株価が5年前と比較して上昇したためです。	

- ・ 本制度の対象者に重大な不正・違反行為等が発生した場合、株式を受取る権利の没収や、交付した当社株式に相当する株式や金銭の返還を求めることが可能です。
- ・ 本信託内にある当社株式は、信託期間中に議決権を行使しません。
- ・ 本信託内の当社株式に係る配当は、信託報酬および信託費用に充当します。また、本制度の延長時には、株式の取得費用に充当することがあります。
- ・ 本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更および本信託への追加抛出等の都度、取締役会において定めます。

3. 本信託の概要 (信託期間の延長および追加信託)

- |              |                                             |
|--------------|---------------------------------------------|
| (1) 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)                  |
| (2) 信託の目的    | 経営陣に対するインセンティブの付与                           |
| (3) 委託者      | 当社                                          |
| (4) 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者      | 対象者のうち受益者要件を満たす者                            |
| (6) 信託延長契約日  | 2025年8月1日(予定)                               |
| (7) 信託の期間    | 2015年9月10日～2030年8月31日(予定)                   |
| (8) 取得株式の総額  | 1,200百万円(予定)<br>(株式の交付は前信託期間の余剰株式も加えます)     |
| (9) 株式の取得期間  | 2025年8月6日～2025年9月19日(予定)                    |
| (10) 株式の取得方法 | 取引所市場より取得                                   |

以 上